

県西地域活性化推進協議会規約

(目的)

第1条 県西地域の多彩な地域資源を生かして「未病を改善する」実践の場とすることを通じて地域の活性化に取り組んでいくため、県西地域活性化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県西地域の活性化に関する協議
- (2) 県西地域の活性化に関するプロジェクトの検討及び推進
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 協議会は、県西地域に所在する次の者をもって構成する。

- (1) 行政
 - (2) 商工関係団体
 - (3) 農林水産関係団体
 - (4) 観光関係団体
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 協議会の会長は、神奈川県知事とし、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故等があったときに備え、会長はあらかじめ職務代理者を指名することができる。

(協議会の開催等)

第4条 協議会は必要に応じて会長が招集し、随時開催する。

- 2 会長は、協議に必要な場合、関係者及び有識者等の出席を求め、意見・助言等を求めることができる。
- 3 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項については、会長は委員に対して書面等により賛否を求め、これをもって協議会の協議に代えることができる。
- 4 第2条各号に掲げる事項について、具体的な検討を行うため、必要があるときは協議会にワーキンググループを設置することができる。
- 5 ワーキンググループに関する事項は、別途定める。

(情報公開)

第5条 協議会の会議資料、議事内容については、神奈川県情報公開条例に基づき原則として公開する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、神奈川県政策局自治振興部地域政策課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別途定める。

附 則

この規約は、平成25年11月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月2日から施行する。

県西地域活性化推進協議会 委員

区分	団体名	役職	氏名
行政	小田原市	市長	加藤 憲一
	南足柄市	市長	加藤 修平
	中井町	町長	杉山 祐一
	大井町	町長	小田 眞一
	松田町	町長	本山 博幸
	山北町	町長	湯川 裕司
	開成町	町長	府川 裕一
	箱根町	町長	山口 昇士
	真鶴町	町長	宇賀 一章
	湯河原町	町長	富田 幸宏
	神奈川県	知事	黒岩 祐治(会長)
商工関係 団体	小田原箱根商工会議所	会頭	鈴木 悌介
	小田原市橋商工会	会長	小野澤 藤一
	南足柄市商工会	会長	笠井 進
	足柄上商工会	会長	瀬戸 二郎
	山北町商工会	会長	松澤 大輔
	真鶴町商工会	会長	藪田 徹也
	湯河原町商工会	会長	杉山 修
農林水産 関係団体	かながわ西湘農業協同組合	代表理事組合長	沼田 照義
	小田原市森林組合	代表理事組合長	小泉 清隆
	南足柄市森林組合	代表理事組合長	鈴木 碩鎮
	松田町森林組合	代表理事組合長	北村 眞佐雄
	山北町森林組合	代表理事組合長	山口 清
	小田原市漁業協同組合	代表理事組合長	高橋 征人
	岩漁業協同組合	代表理事組合長	青木 勝海
	真鶴町漁業協同組合	代表理事組合長	青木 勇
	福浦漁業協同組合	代表理事組合長	高橋 富士一
	酒匂川漁業協同組合	代表理事組合長	篠本 幸彦
観光関係 団体	一般社団法人小田原市観光協会	会長	石田 武
	南足柄市観光協会	会長	飯山 滋
	松田町観光協会	会長	秋田谷 光彦
	山北町観光協会	会長	佐藤 精一郎
	一般財団法人箱根町観光協会	理事長	勝俣 伸
	一般社団法人真鶴町観光協会	会長	青木 博和
	一般社団法人湯河原温泉観光協会	会長	高知尾 朝行
	一般社団法人かながわ西観光コンベンション ビューロー	代表理事	古川 達高
金融機関	さがみ信用金庫	理事長	秋葉 勝彦
	株式会社横浜銀行	小田原支店長	山本 博文
学識者	慶應義塾大学 環境情報学部	教授	渡辺 賢治
企業	富士フイルム株式会社	R&D統括本部研究マ ネージャー	岩戸 薫
	株式会社ブルックスホールディングス	代表取締役社長	小川 裕子

(全41名)